

令和4年

総務委員会

11月29日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和4年11月29日

午前10時45分 開会

午前11時16分 閉会

1. 出席委員

委員長	青木 亮	副委員長	いとう ひろし
委員	ごとう 学	委員	宮本 英彦
委員	鵜飼 貞雄	委員	ふじえ 真理子
議長	三浦 桂司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井 俊一	議事課長	塚谷 友昭
議事担当係長	寺島 慎二	議事課主事	松林 淳

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
行政経営部長	小串 真美	秘書広報課長	馬場 千春
財政課長	萩野 昭久		

5. 傍聴議員

堀内 ちほ	服部 龍一	林 ゆきひろ	近藤 ひろひで
郷右近 修	清水 義昭	近藤 郁子	月岡 修一
毛受 明宏	近藤 千鶴	一色 美智子	近藤 善人

6. 傍聴者

なし

午前10時45分開会

○総務委員長（青木 亮議員） ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆さん、お疲れさまでございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は3つの議案でございます。慎重な審査をいただきますようどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（三浦桂司議員） 議案は特別職の職員と市の職員、給与について。慎重に審議していただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（青木 亮議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第65号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正についてと議案第66号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正については、関連がありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議ありませんので、議案第65号と議案第66号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとに行います。

議案第65号と議案第66号について、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 初めに、議案第65号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い改正する必要があるからでございます。

令和4年8月の人事院勧告を受け、国家公務員の特別職について、勤勉手当の支給月数を年間で0.05か月分引き上げることが決定しており、それに準ずる形で本市特別職の期末手当支給月数の改定を行うものです。

それでは、議案に基づいて説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条は、令和4年12月に支給する期末手当の支給月数を100分の160から100分の165に改定するものです。ただし、市長については、現行の100分の160のままとしております。

第2条では、令和4年6月と12月に支給する期末手当の支給月数が異なっていたものを令和5年の6月と12月は同じくするよう100分の162.5に改正するものでございます。これは、第1条で引き上げた0.05か月分を6月と12月のそれぞれで0.025か月分ずつ引き上げ、年間として0.05か月分の引上げとなるよう改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年12月1日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第66号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、人事院勧告に伴い改正する必要があるからでございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を受けて、本市職員の給与改定を行うものです。令和4年8月の人事院勧告では、月例給の平均改定率は全体で0.3%、ボーナスは0.1か月分の引上げとなっております。

それでは、議案に基づいて説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条は、令和4年12月に支給する職員の勤勉手当を100分の95から100分の105に、再任用職員の勤勉手当を100分の45から100分の50に改正するものです。

また、若年層の俸給月額引上げに伴い、別表第1 行政職給料表を改定いたします。

第2条では、令和4年6月と12月に支給する職員の勤勉手当の月数が異なっていたもの

を令和5年の6月と12月は同じくするよう100分の100に、再任用職員の勤勉手当を100分の47.5に改正をするものでございます。

附則の第1条第1項として、この条例は公布の日から施行することとし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行することとしております。

また、附則第1条第2項として、第1条の規定の改正は令和4年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 まず、議案第65号のほうですけれども、議案説明のときに配られた別紙で見ますと、上のほうの文の4行目のところですが、国の特別職が、指定職に準じて今年度以降の期末手当を年間0.05か月引き上げることとされたためというような理由が書いてあるわけですが、人勸そのものは、この0.05というのは勤勉手当を上げるようにという、そういう勧告だったと思いますが、期末手当が引き上げられるというのはどういうことかということについての御説明をお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 国の特別職においては、一般職の指定職の改定に基づいて行うということになっておりますので、国の一般職の指定職の改定が、今回、勤勉手当0.05月ということの勧告が発せられておりました。それを受けまして、特別職には勤勉手当がございませんので、特別職の期末手当を0.05月改正をされております。それに準じて、本市の特別職も期末手当を0.05月上げるというものになります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 国の一般職の指定職というのがどういう職なのかちょっとよく分からないんですが、一般職の指定職は、期末手当を0.05を上げるというような勧告内容になっておるといことですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりです。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 65号のほうなんですけれども、こちらの影響額というのはどのぐらいになりますか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 影響額につきましては、令和4年度の影響額は合計で約10万7,000円です。令和5年度の影響額は合計で約18万4,000円です。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど本会議での議案質疑でもありましたけれども、会計年度任用職員は今回出てきていないわけですが、これは一般職と、それから、特別職、正職員だけを引き上げ、しかも、4月に遡る。けれども、会計年度職員については遡りはしないという、だからこの時期に出てこないという、そういう解釈でよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） おっしゃるとおりです。今回は会計年度任用職員の改定はございません。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） すみません、先ほどごとう委員から最初にあった御質問で、少し訂正というか、補足させていただきたいんですけれども、御質問にありましたように、勤勉手当側が上がるんですけど、なぜ期末手当を上げるんだというところで、一般職の指定職員の改定幅というのが、この0.05、準拠して上げていくんですけども、特別職の給与につきましては、直接的に勧告がなされるものではなくて、法律上、一般職の例によるという記載がございますので、その表現を採用して期末手当側で措置しているということで御理解いただきたいと思います。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 確認ですけど、一般職の方は、勤勉手当ではなくて期末手当を0.05上げるという、そういう勧告になっておるということですか。私、勧告をよく見ても、そういうのがよく分からなかったの。

○総務委員長（青木 亮議員） 小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 一般職の指定職員の改定幅につきましては、この人勧に準拠して、期末手当側の支給率が改正されます。

終わります。

（指定職の声あり）

（勤勉手当じゃないの声あり）

（指定職、勤勉手当でしようの声あり）

（指定職、勤勉手当の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） もう一度お願いします。

○行政経営部長（小串真美君） ごめんなさい。委員長。

申し訳ありません。勤勉手当の間違いです。ごめんなさい。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほどのこの改定による引上げ原資が、令和4年度が約10万7,000、令和5年度が約18万4,000という回答でしたけれど、この金額が相違する理由は何でしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 後ほど。すみません。

○総務委員長（青木 亮議員） 後ほどということ。

ほかにございませんか。

宮本委員。

（発言する者あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 差額については後ほど回答をいただきます。

ほかにございますか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 0.05の期末手当引上げは人勧に基づく引上げなんですけれど、それに基づいて改定後は3.25ということなんですけれど、市長は3.2で副市長以下は3.25。国基準は3.3なんですけれど、国基準に戻すという考えはないんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 今回の人事院勧告の上げ幅が0.05月でありましたので、今回の改定としましては0.05月分の改定ということにさせていただいております。国基準の数値につきましては、来年度以降、報酬審議会などを経まして改定を検討していくとい

うことになります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 国基準の3.3へ戻すためには、報酬審を開催して戻すということで理解してよろしいんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 戻すというか、客観的な視点から報酬審の御意見を賜って決めていきたいということを考えております。

それから、先ほどの影響額、令和4年と来年度の違いは、現在、特別職の給与につきましては、特例条例を設けて、市長10%、教育長、副市長については5%引下げを行っておりますので、この特例条例が任期満了の後、無効になりますので、それを見込んだ数字を申し上げました。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、4年度と5年度の増額金額の差額は、参考資料でいくと、事前にいただいた、左側の給料月額、市長は98万5,000円、副市長は80万4,000円、教育長、74万に戻るという前提の上での計算、増額という理解でよろしいんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） こちらにつきましては、現在、特例条例で給料月額が下げられておりますので、その下げられている額に今回改定する率、そういった期末の率を掛けますので、ですから、復元するとかそういう話じゃなくて、先ほど申し上げた所要額というのは、現在の特例条例で副市長、教育長が5%の減額されている給料、それに対して0.05月上がると18万何がしが上がる、これが所要額であるということでございます。

その前の御質問で、前回のときの0.05と所要額が違うんじゃないかというようなお話だったかと思うんですけども、そのときは、特例の額が10%のときがありましたので、そこでいわゆる積算するとそういった違いが出てくるということでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 すみません、よく分からないんですけど、事前に頂いているこの表、ありますよね。減額後の給料別額10%減、5%減、5%減という、この5%減が、今、それ

ぞれ、副市長、教育長、市長が受けられている月額報酬という理解でよろしいんですよね。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） そのとおりです。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 その金額で計算したのが、令和4年度の約10万7,000円、0.05引き上げることによって増額する金額という理解でよろしいですね。

○総務委員長（青木 亮議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） すみません。ちょっと私の説明が誤解を招くような説明がございました。来年度ということに関しましては、特例条例が外れば、元のいわゆる条例額、給料額ですね、それに対して0.05上がるので所要額も変わってくると、こういうことでもございました。すみません、訂正させていただきます。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、左側の給料月額本来の98万5,000、80万4,000、74万に戻ったという前提での引上げ額の増額という回答でよろしいですか。そういう理解でよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 予算上はそういう想定でやっております。ただ、先ほど申し上げたように、報酬審で客観的な意見を伺って、実際の給料のほうはこの後検討していくということでございます。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど、国の指定職の0.05か月分は勤勉手当を引き上げるというふうには訂正がありましたので、それに準ずるということは、国の指定職は勤勉手当を0.05上げられているけれども、市は、特別職は期末手当を0.05か月上げるという、そういう理解で間違いないでしょうか。再確認です。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 国はこうだから市がこうということではなくて、国が、内閣総理大臣等の特別給につきましても、一般職の例によるという条項に従って期末手当側で措置をしますので、本市としましては国公準拠で、国のやりように従って期末手当側

で措置するという事で、国とやっていることは同じになります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、会計年度任用職員も、勤勉手当はなくて期末手当だけですけれども、これは期末手当を会計年度任用職員も上げるという方向で検討しておられるという、そういう理解でよろしいでしょうか、バランス上。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 会計年度職員には勤勉手当がございませんので、勤勉手当を改定するという事はありません。その考えは今のところありません。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 質問は、特別職も期末手当しかないのでも期末手当のほうで上げているということなんですけれども、会計年度任用職員も、同じように期末手当しかないのでも、期末手当のほうで同じように上げる方針かどうかということをお聞きしておるんです。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 自治法上、会計年度職員には勤勉手当を支給することができませんので、現在のところは考えておりません。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 これもちょっと確認ですけれども、今回の議会で提案されているのが、人勧に基づく0.05の引上げで3.25にすると。新年度という回答があったかどうかよく分からないんですけど、報酬審を改めて開いて、特別職の期末手当についても審議するという理解でよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 今の特別職の減給につきましても、現市長の任期中ということの定めですので、任期が切れた段階で、一旦、減額の特例の措置というのは、減額措置というのはなくなる形になります。改めて報酬審を開催し、そこで今の方針も含めました手当等の審議がなされ、その意見を参考に決定をしていくという流れになると思います。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案第66号のほうでお伺いしますけれども、人勸を見ると、今回は若手重視で、35歳ぐらいまでが上がると。それ以降はほとんどないというようなことが書いてありますけれども、豊明市も、この給料表、現行のものと比較してみるとそのようになっておるかなと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 若手の給料表の改定と、上げ幅が多いのは若い年齢層のところということになります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 そういうことになると、35歳以降というと、ちょうど子どもが保育園から小学校、そして、それ以上の人は中学校、高校とか、大学とかになる人もいると思うんですけど、物すごく子育てに金のかかる、物価上昇で苦しんでいる年代がごっそり抜けているということになると思うんですが、何か豊明市の人事として、公務員の給与はいろいろ制約がありますけれども、何か考えておられることはあるでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 今回の改定は人事院勧告を受けての改定になりますので、豊明市でオリジナルの何かという改定は考えておりません。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回は、先ほども言いましたように、特別職と一般職の正職員だけの引上げと、それから、4月遡及が上がっておるわけですが、会計年度任用職員の給与の条例が上がってきていないということは、そういう遡及はないという、この時期に出てこないということは遡及はないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 委員のおっしゃるとおりです。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 これは65号、66号を併せて討論するということですよ。

○総務委員長（青木 亮議員） はい、いいです。

○ごとう 学委員 議案第65号について、両方そうですけれども、人事院勧告というのは、公務員の労働基本権を制限した代償措置という、そういう性格ですので、内容にいろいろ疑問は感じますが、反対まではしません。賛成はいたしますが、人勧が勤勉手当のみとしているのに期末手当に反映させるということ、それから、副市長と教育長は上げられますけれども、その部下である、大変厳しい労働条件の下で働いておられる会計年度任用職員が今回上がってきていなくて取り残されている。そういう不平等なこの条例を、この条例案は幹部会で決定されたものだと思いますし、それから、条例案をつくる段階では、人事の列で部長、それから、副市長も決裁をされておると思うんですが、そういう、言ってみれば、教育長や副市長、自分たちのものは上げる、遡及もするけれども、部下の改定をする気はないという。どういうことかなというふうに私は思いましたということが1点。

それから、66号も同じように人勧ですので、賛成の立場で討論いたします。賛成討論いたしますけれども、若手重視はよいけれども、やっぱり35歳以降というのは大変生活費のかかる年代ですので、私は、相当給与の在り方、例えば、具体的に言うと、今、かなり昇給には幅がありますよね、上がる人と上がらない人と。それから、勤勉手当も、成績率で、かなり高い人と低い人の間で差がついております。基本的に能力主義的な給与政策を取るべきだと私も思っておりますが、物価上昇にも満たないような、そういう給与改定がされているこの現状、こういう環境の中では、差をつけることよりも全体を引き上げること、もっと具体的に言うならば、給与の引上げ幅は、あまり差をつけるのではなくて、なるべく広く浅く上げていくというような、そういう方向に給与政策を変えていくようなことを考えていただきたいということを思います。

以上2点、指摘して討論いたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論します。

65、66号、同じなんですけど、特に65、特別職の場合、基本的には条例にのっとって報酬審を、たとえ人勧引上げであろうが報酬審を開かれた上で答申されたほうがいいと私自身は思いますので、そういうことも一言付け加えて賛成としますけれど。

あともう一点。会計年度任用職員さんは今回対象外ですけど、これは人勧に基づいて人勧勤勉手当の引上げを勧告していると私は理解していますので、そういう点から制度設

計、あの制度設計は国の基準に基づいた制度設計だと理解していますので、その上に立てば人勧の対象は勤勉手当ですので、期末手当の引上げは、人勧はそこまで触れていないという理解をしていますので、やむを得ないのかなというふうに思っています。

そういうようなことから、結論としては賛成といたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第65号について採決を行います。

議案第65号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は全会一致により、原案のとおり決すべきものと決しました。

続いて、議案第66号について採決を行います。

議案第66号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は全会一致により、原案のとおり決すべきものと決しました。

続いて、議案第68号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第8号）についてのうち本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 議案第68号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第8号）のうち財政課所管部分について御説明申し上げます。

予算書4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入下段の19款 繰越金の前年度繰越金1億3,853万7,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの歳入の1億3,853万7,000円ですか、これは歳出のほうの市単独の子育て応援給付金とほぼ金額が同じですので、その財源というふうに考えられるかな

というふうに思いますが、ということであれば、これはコロナの臨時交付金に後で振り替えるというような、そういう想定で、今回、取りあえず前年度繰越金が充当されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） そのとおりです。あくまでも予定ですけど、そういう予定をしております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第68号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号のうち、本委員会所管部分については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前11時16分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長